

【資料9】

第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）

令和5年●月

印西市教育委員会

目 次

◎はじめに · · · · ·	1
I 第二次基本方針策定にあたって · · · · ·	2
1 第二次基本方針策定の趣旨 · · · · ·	2
2 市がめざす学校教育 · · · · ·	2
II 市の概要 · · · · ·	3
1 位置 · · · · ·	3
2 地勢 · · · · ·	3
3 沿革 · · · · ·	3
4 人口・世帯数の推移 · · · · ·	3
III 学校の概要 · · · · ·	4
1 沿革 · · · · ·	4
2 小・中学校の通学区域 · · · · ·	5
3 児童生徒数の推移 · · · · ·	6
4 小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状 · · · · ·	7
5 今後的小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移 · · · · ·	8
6 住宅開発による影響 · · · · ·	9
7 学校施設の状況 · · · · ·	9
8 部活動の状況 · · · · ·	10
IV 学校適正規模の考え方 · · · · ·	11
1 学校規模による学校教育への影響 · · · · ·	11
(1) 小規模校の教育活動の特徴 · · · · ·	11
(2) 大規模校の教育活動の特徴 · · · · ·	12
2 学校適正規模の考え方 · · · · ·	15
(1) 学校適正規模の区分 · · · · ·	15
(2) 学校適正規模の目安 · · · · ·	16
① 小学校 · · · · ·	16
② 中学校 · · · · ·	16
③ 義務教育学校 · · · · ·	16
(3) 学校規模の状況 · · · · ·	17
① 小学校 · · · · ·	17
② 中学校 · · · · ·	17

V 学校適正配置のあり方	18
1 学校適正配置の必要性	18
2 学校適正配置の基本的な考え方	18
3 学校適正配置の視点	19
4 学校適正配置の取り組み方について	19
(1) 学校適正配置の実施方策	19
① 小規模校の対応	20
② 大規模校の対応	20
(2) 各中学校区における実施方策の考察	21
① 印西中学校区	21
② 船穂中学校区	23
③ 木刈中学校区	25
④ 小林中学校区	27
⑤ 原山中学校区	29
⑥ 西の原中学校区	31
⑦ 印旛中学校区	33
⑧ 本塙中学校区	35
⑨ 滝野中学校区	37
(3) 隣接する中学校区と学校の統合をした場合の学校規模	39
5 印西市における学校適正配置シミュレーション	40
(1) 印西中学校区・小林中学校区	40
(2) 船穂中学校区・原山中学校区	40
(3) 木刈中学校区	41
(4) 西の原中学校区	41
(5) 印旛中学校区	42
(6) 本塙中学校区・滝野中学校区	42
6 学校適正配置の優先度及び今後の進め方	44
7 学校の統合までの流れ	45
8 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項	46

<資料編>

- 参考資料1 印西市学校適正配置審議会設置条例
- 参考資料2 印西市学校適正配置審議会委員名簿
- 参考資料3 印西市学校適正配置審議会の審議経過



はじめに

印西市は、平成22年3月に印旛村及び本塙村と合併し、行政面積123.79km²、人口約9万人の新しい市に生まれ変わりました。合併後の学校数は、平成27年4月に印西市立牧の原小学校が開校したことにより、小学校21校、中学校9校の計30校となりましたが、令和5年度現在では小学校18校、中学校9校の計27校となっています。

印西市教育委員会では、平成28年10月に「印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、小規模校の対応として、平成29年4月に永治小学校を木刈小学校に統合、平成31年4月に本塙第一小学校と本塙第二小学校を統合し本塙小学校を開校、宗像小学校をいには野小学校に統合し、また、大規模校の対応として、小倉台小学校、原小学校、牧の原小学校、西の原中学校、木刈中学校及び滝野中学校について、学校施設を増改築し、必要な教室数を確保するなど、取り組んでまいりました。

また、令和3年6月には基本方針策定後の変化等を踏まえ「印西市学校適正規模・適正配置基本方針（改訂版）」を策定し、学校適正配置を推進してまいりました。

基本方針策定時の平成28年度は、小規模校が19校（うち過小4校）、大規模校が1校でしたが、令和5年度では、小規模校が14校（うち過小2校）、大規模校が3校となっております。

現在、基本方針の策定から6年が経過しておりますが、印西市では学校の小規模化と大規模化が同時に進行している状況が続いており、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子供たちの未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要となっております。

このような中、学校を取り巻く状況の変化に対応するため、令和3年7月に公立小・中学校の適正な配置について調査及び審議する「印西市学校適正配置審議会」に「第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について」の諮問を行いました。

審議会では、市内小中学校の現状と将来像を踏まえ、学校適正規模の考え方、持続可能な学校数、基本方針策定時と現在との相違、学校適正配置の実施方策について審議してきました。

また、中学校区ごとに、通学区域の見直し、学校選択制の導入、学校の統合の観点から学校適正配置シミュレーションを行い、印西市における望ましい小中学校のあり方（適正規模と適正配置）を令和5年3月に答申いただきました。

「第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針」（以下「第二次基本方針」という。）は、審議会からの答申を十分に尊重し、これからの中学校適正規模の考え方や学校適正配置のあり方について策定するものです。

印西市教育委員会

第二次基本方針策定にあたって

1 第二次基本方針策定の趣旨

基本方針は平成28年10月の策定から、令和5年度に7年目を迎えました。

この間、国においては学校教育法の一部改正により小中一貫教育を目的とした義務教育学校（一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校）が平成28年度から制度化されました。また、小学校の学級編制の標準について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から令和7年度にかけて、学年進行により、現行の40人から35人に段階的に引き下げられることとなりました。

また、本市においては、学校施設の長期利用を図るため、印西市公共施設等総合管理計画（平成28年度）等に関連した印西市学校施設長寿命化計画（令和2年度）を策定し、改修や建替えの考え方、コストの平準化などを示したところです。

人口動態の状況を見ると、地理的な利便性や千葉ニュータウン地域の強固な地盤と質の高い都市基盤を背景とした集中的な開発に伴い、毎年新たに子育て世代の流入が拡大していることから、小学校及び中学校の学校規模の差が一段と広がっています。

このように、基本方針策定時から現在に至るまで、学校を取り巻く状況が大きく変化している中で、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るためにには、基本方針の抜本的な見直し等を行う必要があるため、新たに第二次基本方針を策定するものです。

2 市がめざす学校教育

印西市教育委員会では、「印西市総合計画（令和3年度～令和12年度）」で定めた将来都市像を実現するための5つの政策のひとつである「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります」の推進を行っています。

学校教育の分野では、「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を基本理念とし、「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育成する学校教育」の実現に向けた基本目標として、「知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）」、「子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）」を掲げ、様々な取り組みを進めています。

【基本理念】

いんざいの学び
だれもが輝き ともにはばたく

【基本目標】

知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）

【主な取組】

- 1 子どもたちの学ぶ力を育む
- 2 子どもたちの豊かな心を育む
- 3 子どもたちの健やかな体を育む

子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる（教育環境）

- 1 教育環境整備の充実
- 2 学校の適正規模・適正配置の推進
- 3 情報化社会に対応した教育の推進
- 4 信頼される学校づくり

1 位置

本市は、千葉県の北西部、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西部は柏市、我孫子市、白井市に、南部は八千代市、佐倉市、酒々井町に、東部は成田市、栄町に、北部は利根川を挟んで茨城県に接しています。

2 地勢

市域は、北部を利根川、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼に囲まれ、標高20～30m程の台地部と湖沼周辺の低地部から構成されています。台地部は、千葉ニュータウン事業により開発された市街地や山林、畑が広がっており、低地部は、恵まれた水辺環境により豊かな水田地帯が形成されています。また、台地部と低地部の境には、印旛沼や手賀沼などに流れ込む大小の河川の浸食作用によって枝状に形成された下総台地特有の谷津が広がり、里山と呼ばれる地域景観が見られます。



3 沿革

平成22年3月23日に印西市、印旛村及び本塙村が合併し、行政面積123.79km²、人口約9万人の新しい印西市が生まれました。

<令和5年3月末現在>

面 積：123.79 km²

人 口：110,208人

世帯数：44,883世帯

※数値は住民基本台帳人口
による(外国人住民を含む)。

4 人口・世帯数の推移

本市の令和5年3月末現在の人口（住民基本台帳人口）は110,208人で、0～14歳が18,454人（約16.7%）、15～64歳が65,522人（約59.5%）、65歳以上が26,232人（約23.8%）となっており、10年前の平成25年における人口（92,489人）と比較すると約1.19倍に増加しています。

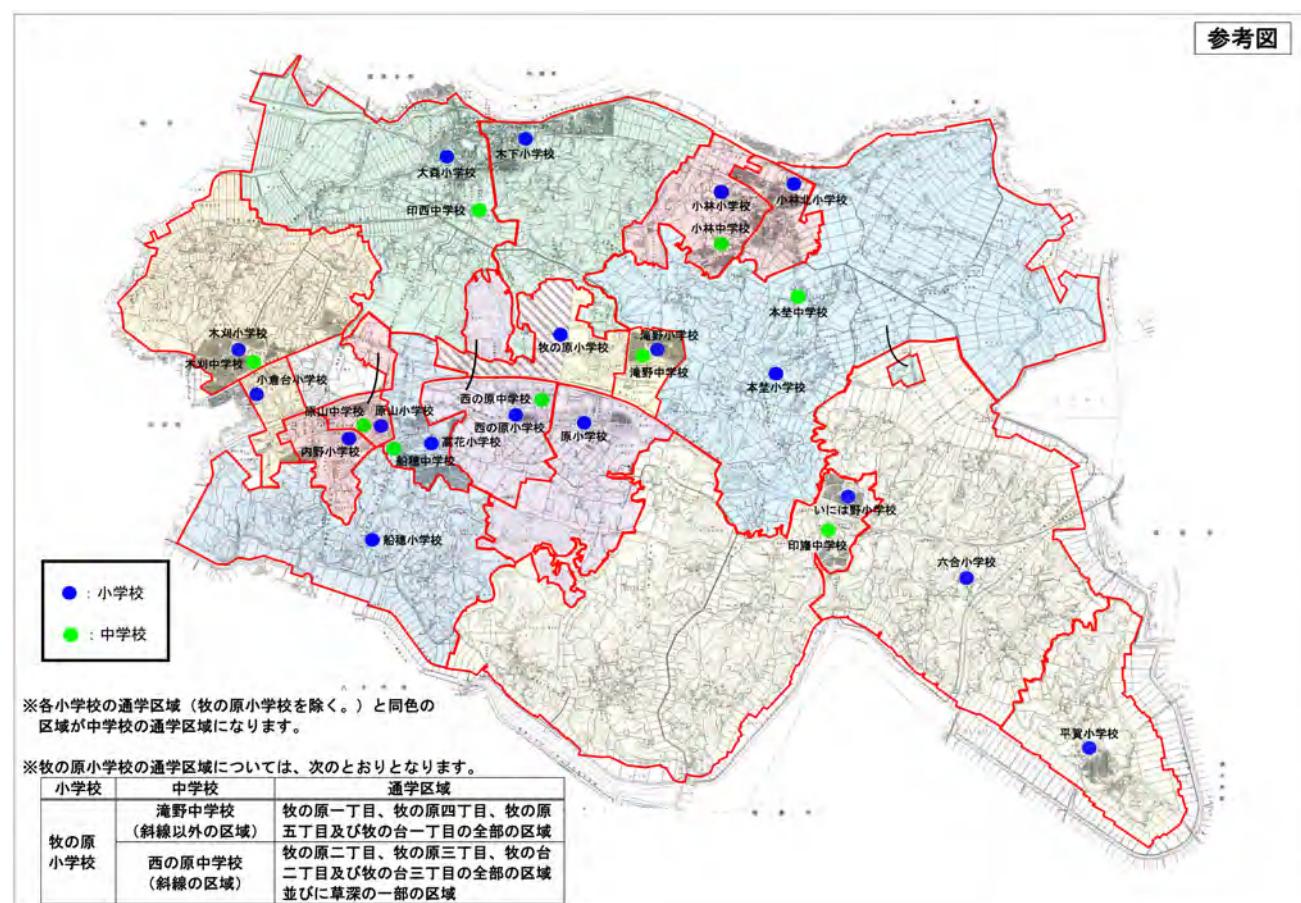
また、世帯数は、平成25年から令和5年にかけて10,715世帯増加し、約1.3倍の44,883世帯となっています。

一方、1世帯当たりの人員では、平成25年の2.71人に対し令和5年は2.46人に減少しています。これは、核家族化や少子化の進行が主な要因と考えられます。

1 沿革

基本方針策定時の平成28年度には、市内の小学校は21校、中学校は9校の計30校でしたが、その後、基本方針に基づく学校の適正な規模及び配置が進捗し、平成29年に永治小学校が木刈小学校に統合、平成31年に宗像小学校がいには野小学校に統合、本埜第一小学校と本埜第二小学校を統合し本埜小学校が開校したことから、**令和5年度**の学校数は、小学校18校、中学校9校の計27校となっています。

【小・中学校の位置図（通学区域図）（令和5年4月1日現在）】



2 小・中学校の通学区域

小学校区は大字を基本に複数の地域で構成しており、中学校区は小学校区を単位に1つから3つの小学校区で構成しています。

【小・中学校の通学区域（令和5年4月1日現在）】

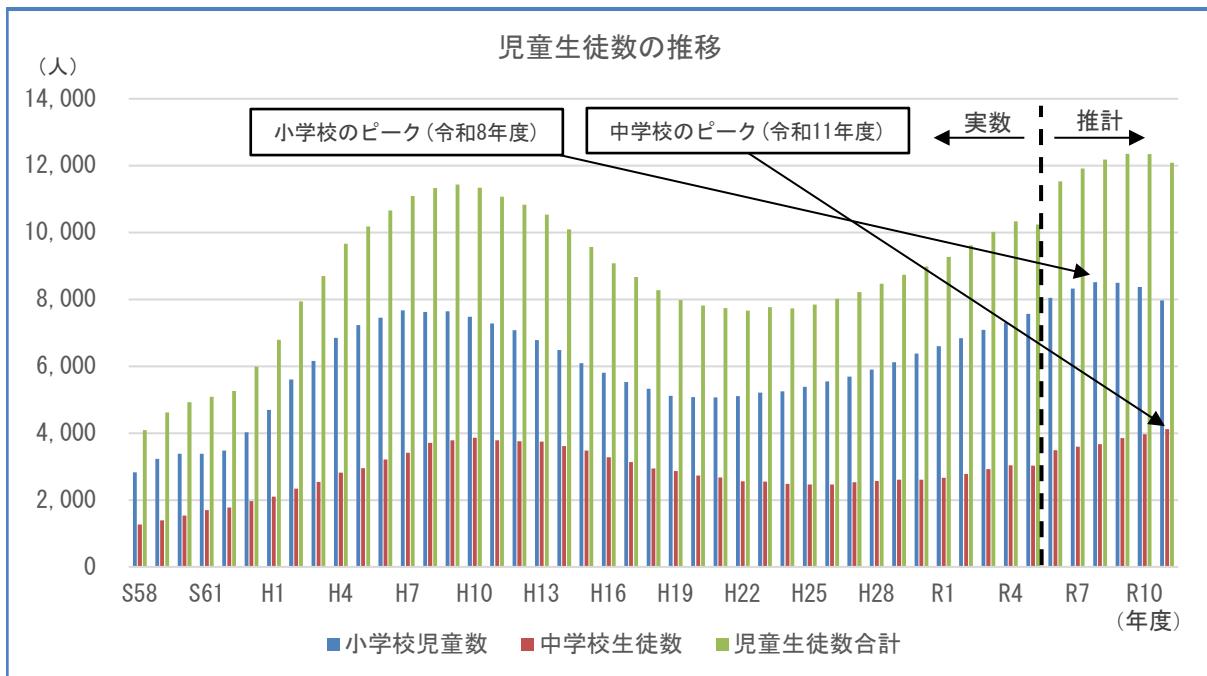
中学校	小学校	通学区域
印西市立印西中学校	印西市立木下小学校	印西市竹袋、別所、宗甫、木下東一丁目、木下東二丁目、木下東三丁目、木下東四丁目、木下南一丁目及び木下南二丁目の全部の区域並びに木下及び平岡の各一部の区域
	印西市立大森小学校	印西市大森、鹿黒、亀成、浅間前、相嶋、鹿黒南一丁目、鹿黒南二丁目、鹿黒南三丁目、鹿黒南四丁目及び鹿黒南五丁目の全部の区域並びに発作、木下及び和泉の各一部の区域
印西市立船穂中学校	印西市立船穂小学校	印西市武西、戸神、船尾、松崎、松崎台一丁目、松崎台二丁目、結縁寺及び多々羅田の全部の区域並びに草深の一部の区域
	印西市立高花小学校	印西市高花一丁目、高花二丁目、高花三丁目、高花四丁目、高花五丁目及び高花六丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
印西市立木刈中学校	印西市立木刈小学校	印西市木刈一丁目、木刈二丁目、木刈三丁目、木刈四丁目、木刈五丁目、木刈六丁目、木刈七丁目、牧の木戸一丁目、大塚三丁目、浦部、白幡、浦幡新田、小倉、浦部村新田及び高西新田の全部の区域並びに和泉及び発作の各一部の区域
	印西市立小倉台小学校	印西市小倉台一丁目、小倉台二丁目、小倉台三丁目、小倉台四丁目、武西学園台一丁目、武西学園台三丁目、戸神台二丁目、中央南二丁目（2番地を除く）、中央北一丁目、中央北二丁目及び中央北三丁目の全部の区域
印西市立小林中学校	印西市立小林小学校	印西市小林浅間一丁目、小林浅間二丁目、小林大門下一丁目、小林大門下二丁目及び小林大門下三丁目の全部の区域並びに小林及び平岡の各一部の区域
	印西市立小林北小学校	印西市小林北一丁目、小林北二丁目、小林北三丁目、小林北四丁目、小林北五丁目、小林北六丁目及び小林浅間三丁目の全部の区域並びに小林の一部の区域
印西市立原山中学校	印西市立内野小学校	印西市内野一丁目、内野二丁目、内野三丁目、戸神台一丁目及び中央南一丁目の全部の区域並びに中央南二丁目2番地の区域
	印西市立原山小学校	印西市原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目及び泉の全部の区域並びに草深の一部の区域
印西市立西の原中学校	印西市立西の原小学校	印西市西の原一丁目、西の原二丁目、西の原三丁目及び西の原四丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
	印西市立原小学校	印西市原一丁目、原二丁目、原三丁目、原四丁目、東の原一丁目、東の原二丁目及び東の原三丁目の全部の区域及び草深の一部の区域
	印西市立牧の原小学校	印西市牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の台二丁目及び牧の台三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
印西市立印旛中学校	印西市立六合小学校	印西市瀬戸、山田、吉高、萩原及び松虫の全部の区域
	印西市立平賀小学校	印西市平賀、平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目及び平賀学園台三丁目の全部の区域
	印西市立いには野小学校	印西市美瀬一丁目、美瀬二丁目、舞姫一丁目、舞姫二丁目、舞姫三丁目、若萩一丁目、若萩二丁目、若萩三丁目、若萩四丁目、岩戸、師戸、鎌苅、大廻、造谷、吉田、つくりや台一丁目及びつくりや台二丁目の全部の区域並びに惣深新田飛地の一部の区域
印西市立本塙中学校	印西市立本塙小学校	印西市中根、荒野、角田、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩塙、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、立塙原、中田切、下井、長門屋、酒直卜杭、安食卜杭、将監、本塙小林、みどり台一丁目、みどり台二丁目及びみどり台三丁目の全部の区域並びに竜腹寺及び惣深新田飛地の各一部の区域
印西市立滝野中学校	印西市立滝野小学校	印西市滝野一丁目、滝野二丁目、滝野三丁目、滝野四丁目、滝野五丁目、滝野六丁目、滝野七丁目及び牧の原六丁目の全部の区域並びに草深及び竜腹寺の各一部の区域
	印西市立牧の原小学校	印西市牧の原一丁目、牧の原四丁目、牧の原五丁目及び牧の台一丁目の全部の区域

3 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、昭和59年に始まる千葉ニュータウン中央駅圏への入居を契機に増加し、小学校で平成7年度、中学校で平成10年度をピークに減少に転じています。

その後、小学校で平成21年度、中学校で平成25年度に下げ止まり、その後は増加傾向に転じています。

なお、この児童生徒数の増加は、千葉ニュータウン内的一部の地域に限られ、その他の多くの小・中学校では小規模化が進んでいることから、学校規模の差は年々拡大しています。



※合併前は、旧印旛村及び旧本塙村の児童生徒数を合算している。

※**令和6年度**以降の児童生徒数は、住民基本台帳データ（**令和5年4月1日現在**）に基づき算出している。

ただし、宅地開発が予測される木戸中学校区（木戸小・小倉台小）、原山中学校区（内野小・原山小）、西の原中学校区（西の原小・原小）及び滝野中学校区（滝野小・牧の原小）については、令和4年度に実施した児童生徒数等推計業務委託による推計値を記載している。

なお、推計業務委託による推計は、小・中学校別、学年別に、1歳1年ごとの「コーホート変化率法（過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）」を基本に、新規住宅開発による增加分を加味する方法で行っている。

4 小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状

(令和5年5月1日現在)

【小学校】

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		特別支援学級		児童数合計		実学級数	特別支援	合計
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	通常	特別支援			
木下小学校	26	1	37	2	26	1	36	2	34	1	47	2	8	2	206	8	214	9	2
大森小学校	27	1	25	1	24	1	21	1	34	1	30	1	12	2	161	12	173	6	2
船穂小学校	11	1	7	1	7	0.5	4	0.5	5	1	9	1	4	2	43	4	47	5	2
高花小学校	52	2	37	2	50	2	49	2	44	2	51	2	20	4	283	20	303	12	4
木刈小学校	76	3	77	3	95	3	79	3	87	3	106	3	14	2	520	14	534	18	2
小倉台小学校	166	5	176	6	195	6	171	5	190	5	191	5	43	7	1,089	43	1,132	32	7
小林小学校	52	2	44	2	51	2	44	2	35	1	33	1	16	3	259	16	275	10	3
小林北小学校	16	1	21	1	23	1	27	1	27	1	28	1	5	2	142	5	147	6	2
内野小学校	109	4	108	4	114	4	104	3	84	3	54	2	40	6	573	40	613	20	6
原山小学校	37	2	41	2	39	2	40	2	40	2	41	2	15	3	238	15	253	12	3
西の原小学校	124	4	97	3	113	4	94	3	91	3	84	3	40	6	603	40	643	20	6
原小学校	227	7	202	6	199	6	169	5	179	5	164	5	42	7	1,140	42	1,182	34	7
六合小学校	9	1	11	1	10	1	8	1	11	1	11	1	4	2	60	4	64	6	2
平賀小学校	10	1	17	1	12	1	9	1	17	1	17	1	4	2	82	4	86	6	2
いには野小学校	48	2	57	2	65	2	59	2	70	2	86	3	22	4	385	22	407	13	4
本塙小学校	10	1	11	1	10	1	13	1	16	1	12	1	5	2	72	5	77	6	2
滝野小学校	121	4	96	3	72	3	74	3	60	2	69	2	23	4	492	23	515	17	4
牧の原小学校	192	6	165	5	145	5	166	5	109	3	93	3	30	5	870	30	900	27	5
合計	1,313	48	1,229	46	1,250	45.5	1,167	42.5	1,133	38	1,126	39	347	65	7,218	347	7,565	259	65

※複式学級数は1学年当たり「0.5」として計算しています。

【中学校】

学校名	1年生		2年生		3年生		特別支援学級		生徒数合計		実学級数		特別支援	合計
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	通常	特別支援	合計	通常		
印西中学校	72	2	72	2	81	3	15	3	225	15	240	7	3	10
船穂中学校	55	2	67	2	55	2	6	2	177	6	183	6	2	8
木刈中学校	280	8	257	7	262	7	19	3	799	19	818	22	3	25
小林中学校	62	2	62	2	47	2	11	2	171	11	182	6	2	8
原山中学校	93	3	78	3	88	3	19	3	259	19	278	9	3	12
西の原中学校	267	7	211	6	207	6	16	3	685	16	701	19	3	22
印旛中学校	97	3	108	3	107	3	16	3	312	16	328	9	3	12
本塙中学校	8	1	0	0	1	4	2	18	4	22	2	2	4	4
滝野中学校	126	4	131	4	122	4	9	2	379	9	388	12	2	14
合計	1,060	32	986	29	979	31	115	23	3,025	115	3,140	92	23	115

5 今後の小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移

令和5年度(現状)		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
通常学級	特別支援学級	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
小学校	259	1	347	65	8046	284	1	8328	297	0	8513	302	0
中学校	92	0	115	23	3489	106	0	3688	116	0	3854	120	0
合計	351	1	462	88	11535	390	1	11518	405	0	12355	418	0

注音書[百]

(1) 会員登録の目次がわからなければ、会員登録の目次へ

卷之三

0、公工職務教育啓子の子被教化而文教訓練大對り標準に於ける（公工職務教育啓子の子被教化而文教訓練大對り標準に於ける）

(3) 帝国憲法は、住民基本合帳データ（昭和5年4月1日現在）に基づき算

6 住宅開発による影響

人口の増加の要因となっていた千葉ニュータウン事業が平成25年度に終了し、今後は宅地開発も減少していくことから、本市においても令和10年をピークとして人口減少の局面に入ると予測されていましたが、地理的な利便性や千葉ニュータウン地域の強固な地盤と質の高い都市基盤を背景に、千葉ニュータウン中央駅及び印西牧の原駅周辺地区の集中的な開発に伴い、毎年新たに子育て世代の流入が拡大していることから、小学校及び中学校の学校規模の差が一段と広がっています。

7 学校施設の状況

印西市学校施設長寿命化計画において対象とする学校施設では、千葉ニュータウン地区内の学校は、築30年以上の建物が全体の29%と比較的新しい建物が多くなっていますが、千葉ニュータウン地区外の学校は、築30年以上の建物が全体の48%と古い建物が多くなっています。今後、施設の老朽化が進む中で、学校施設を維持させるためには、30年間にわたり、財源不足が発生する見込みであるため、通学路の安全性、通学距離、通学時間の要素等の地域性を考慮した上で、学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校数である15校程度を目途にしつつ、小中学校の適正配置を進めていく必要があると考えています。

■充当可能見込み財源と公共施設の更新等費用の関係

$$13.2 \text{ 億円}^{※1} - 23 \text{ 億円} (16.4 \text{ 億円}^{※2} + 6.6 \text{ 億円}^{※3}) = ▲9.8 \text{ 億円}$$

※1：1年当たりの充当可能見込み財源【印西市公共施設等総合管理計画】

〔今後の「1年当たりの更新等費用」の比率で按分すると、1年当たりの充当可能見込み財源は、学校施設が約9.4億円（71.3%）、その他の公共施設が約3.8億円（28.7%）となる。〕

※2：1年当たりの更新等費用（学校施設）【印西市学校施設長寿命化計画】

※3：1年当たりの更新等費用（その他の公共施設）【印西市公共施設長寿命化計画】

■学校施設の充当可能見込み財源の中で維持できる学校数

● 1年間の更新等費用

$$16.4 \text{ 億円} - 0.1 \text{ 億円}^{※4} + 0.2 \text{ 億円}^{※5} + 0.3 \text{ 億円}^{※6} = 16.8 \text{ 億円}$$

● 30年間の更新等費用

$$16.8 \text{ 億円} \times 30 \text{ 年} = 504 \text{ 億円}$$

● 1校当たりの更新等費用（30年間）

$$504 \text{ 億円} \div 27 \text{ 校} = 18.6 \text{ 億円}$$

●学校施設の充当可能見込み財源（30年間）の中で維持できる学校数

$$282 \text{ 億円}^{※7} \div 18.6 \text{ 億円} = 15.1 \text{ 校}$$

※4：もとの幼稚園の更新等費用：約4.6億円（30年間）÷30年=0.1億円

※5：船穂小学校の更新等費用：約7.3億円（30年間）÷30年=0.2億円

※6：本塙中学校の更新等費用：約11億円（30年間）÷30年=0.3億円

※7：9.4億円（1年当たりの学校施設の充当可能見込み財源）×30年=282億円

8 部活動の状況

学校規模により、部活動の数は大きな偏りが生じているため、中学校進学の際にやりたい部活動が無いなど、子どもたちの希望に沿えない状況となっています。

特に本塙中学校は、生徒数、教員数が少ないとから、部活動が限られてしまうため、他の中学校への学区外就学をする生徒の割合が多くなっている状況です。

なお、令和2年度に文部科学省等によって方針が示された部活動の地域移行が実現した場合には、学校規模による部活動の影響はなくなります。

【中学校における部活動の状況（令和5年度）】

(単位：人)

	部活動名	部員数								
		印西中	船穂中	木刈中	小林中	原山中	西の原中	印旛中	本塙中	滝野中
1	陸上（男子）	17	21	44	17	32	42	22	2	6
	陸上（女子）	7	8	30	9	7	28	16		
2	野球	11	8	31		14	30	7	8	21
3	サッカー			22	42		8	48	22	
4	バスケットボール（男子）	23	3	50			41	15		16
	バスケットボール（女子）	5	15	25		5	25	12		20
5	バレー（男子）	22							16	
	バレー（女子）	18		43	21	25	54	17		
6	卓球（男子）	18	15	35		24		20		
	卓球（女子）	8	17			15		12		
7	バドミントン（男子）				20		41			35
	バドミントン（女子）			47	12		48			27
8	硬式テニス（男子）				22					
	硬式テニス（女子）				12	25				
9	ソフトテニス（男子）			55						23
	ソフトテニス（女子）	11		38			41	12		30
10	柔道（男子）	15						8		
	柔道（女子）	5						6		
11	剣道（男子）			18	4	13	10	9		14
	剣道（女子）			12	2	2	11	1		4
12	美術（創作）	22	19	54	10	15	44	35	4	32
13	吹奏楽（音楽）	25	19	72	14	29	50	35		53
14	科学・生物			50		32	54	20	4	
15	英語劇（E A C）			19						
16	国語（書道）			34						
部活動数		9	7	14	7	11	11	12	4	9

学校の小規模化や大規模化が学校教育に及ぼす影響について、教育指導面、学校運営面及び安全面から検討し、整理しました。

1 学校規模による学校教育への影響

(1) 小規模校の教育活動の特徴

学校教育では、児童生徒が多く友だちと出会う中で、様々な考え方につれ、多くの人と協調して自ら向上する力を身に付けていくことを目標にしています。

児童生徒数や学級数が少ない小規模校では、小規模だからこそできる特色ある教育活動や家庭的な雰囲気といった「良さ」があります。

しかし、児童生徒数が少ないので制約を受ける教育活動もあり、そのことが小規模校の「課題」と考えます。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭的な雰囲気の中での丁寧な指導 子ども同士がお互い顔なじみであるため、家庭的な雰囲気の中で学習することができます。 また、1学級の人数が少ない学校も多く、教員のきめ細かな指導がしやすくなる。 ○豊かな自然に囲まれた教育環境 小規模校の中には、豊かな自然に囲まれた地域にある学校もあり、自然を生かした教育活動を行いやすい。 ○多い活躍の場 授業において発表の機会等、一人一人の活躍の場面がたくさんある。 ○余裕のある施設や設備 理科室や音楽室等の特別教室や体育館を、余裕を持って使うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○話し合いや班学習の場面 話し合い学習では多様な意見が出にくい。 また、多くの班を作ることができず、他班との比較があまりできないため、学習への理解を深めたり、学習内容を広げたりすることが難しくなる。 ○複式学級の授業 複式学級では一人の学級担任が2つの学年の指導をするため、1時間の授業の中で交互に指導を受ける形になる。 ○一定の集団が必要な学習 体育における球技等集団で学習する場合、少人数のため正しいルールや試合方法を学ぶことが難しくなる。また、音楽においても合奏や合唱が行いにくい。 ○大きな学校行事 運動会や体育祭では、ダンスや集団競技等の団体種目は行いにくい。また、小学校高学年の児童は、準備・出場・後片付けと忙しく、ゆっくり観戦や応援する時間が取りにくくなる。 ○限られる選択肢 中学校の部活動では種目数が少なく、自分のやりたい種目を選ぶことができなくなる。特に野球やサッカーなど団体競技ではチーム編成ができない。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面		<p>○積極性や向上心 小規模校では、手を挙げなくても一人一人に発表の機会があるため、積極性が育ちにくい面がある。また、お互いを目標や参考にするといった向上心が育ちにくい。</p> <p>○固定化する評価 学年が1クラスの場合は、卒業まで同じ集団で過ごすこととなり、クラスの中で「算数が苦手」、「習字が上手」といった評価が子ども間で定着してしまい、それぞれの子どもに対するイメージも固定化したものになりがち。特にマイナスのイメージが固定化すると、その子どもにとってはつらい学校生活になってしまう。</p>
学校運営面	<p>○教員間の連携・協力 教員の人数が少ないため、指導方針や行事計画などがまとまりやすい。</p>	<p>○保護者の経済的な負担 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が大きくなったり、修学旅行の行き先が限定されたりする場合もある。</p> <p>○教員間の連携・協力 小規模校では同学年や同教科の教員が1名しかいない場合が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができず、多様な指導ができにくい。 また、教職員一人当たりの校務の分掌も多くなり、負担が大きくなる。</p> <p>○中学校の教員配置 小規模の中学校では、授業時間数に対応できるだけの教員数が配置されない場合がある。その場合、教科講師が配置されるが、教科指導の時間分の勤務しか認められないため、学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な事務の分掌はできない。</p>
安全面	<p>○安全管理面 緊急時の一斉下校等の際、下校指導が短時間で終了する。</p>	<p>○安全管理面 体育の水泳指導や緊急時の下校指導等では、割ける人数が少ないと、安心安全面で不安がある。</p>

(2) 大規模校の教育活動の特徴

児童生徒数や学級数が多い大規模校では、多様な人間関係に触れたり、お互いが切磋琢磨したりする機会が多いという「良さ」があります。

しかし、集団で行う学校教育でも、集団が大きくなりすぎると様々な「課題」が生じてきます。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	<ul style="list-style-type: none"> ○多人数の集団が持つ教育力 児童生徒が多くの友人や教職員と出会うことで、集団の中での協調性や連帯感、積極性、向上心が育まれやすい。 ○同年代での切磋琢磨 多くの班を作ることができ、他班の意見や学習状況を比較し、学習への理解を深め、学習内容を広げていくことができる。また、同学年に複数の学級があるので、学級対抗の活動により切磋琢磨することで積極性や向上心を育むことができる。 ○活気のある学校行事 運動会や音楽行事等ではたくさんの種目や演奏を行うことができるなど、学校行事に活気が生まれる。 ○多くの選択肢 中学校の部活動等では、種目が豊富であり、多くの選択肢の中から自分のやりたい種目を選択することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○難しい時間割の調整と授業での制約 学級数の多い学校では、音楽室や運動場の使用する際の調整が必要で、音楽の鑑賞を普通教室で行うなど、授業が制約されることもある。また、学級を2つに分けて授業を行う少人数指導も、余裕教室のない学校では実施できない。 ○校外活動での制約 社会科見学では多人数を受け入れてくれる施設が少ないこと、移動に多くの時間がかかるなど、教育活動が制限されることもある。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の経済的な負担 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が小さくなる。 ○教員間の連携・協力 同学年や同教科の教員が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができ、多様な指導が可能になる。 また、教職員一人当たりの校務分掌は少なくなり、負担が少ない。 ○教員配置 学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な事務分掌等が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員間の連携・協力 教員の人数が多いため、指導方針や行事計画など、綿密な打合せが不可欠となる。
安全面	<ul style="list-style-type: none"> ○安全管理面 体育の水泳指導や緊急時の下校指導等では、割ける人数が多いため、安心安全を確保しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全管理面 休み時間に遊ぶ場合、体育館・運動場等に多くの子どもが集まることになるため、曜日毎に使用可能学年を決めるなど、制限を設けている学校もある。また、緊急時の一斉下校等の際、下校指導に時間がかかる。

＜参考＞千葉県公立小中学校の学校規模別教職員配置の例

【小学校】

(単位：人)

学級数	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計			
2学級	1	1	2	1	3	0	0	5
3学級	1	1	3	1	4	1	1	8
6学級	1	1	6	1	7	1	1	11
12学級	1	1	12	2	14	1	1	18
18学級	1	1	18	2	20	1	1	24
24学級	1	1	24	3	27	2	1	32
31学級	1	2※	31	4	35	2	2	42
40学級	1	2※	40	5	45	2	2	52

【中学校】

(単位：人)

学級数	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計			
2学級	1	1	2	3	5	0	0	7
3学級	1	1	3	4	7	1	1	11
6学級	1	1	6	5	11	1	1	15
9学級	1	1	9	6	15	1	1	19
12学級	1	1	12	7	19	1	1	23
18学級	1	1	18	9	27	1	1	31
24学級	1	2※	24	12	36	2	2	43
30学級	1	2※	30	15	45	2	2	52

《小中学校共通》

※教頭の複数配置について、児童生徒数や学級数の基準がないが、概ね小学校で30学級、中学校で22学級を目安に2人配置されることが多い。

【中学校におけるモデル的な教員配置】

(単位：人)

学級数	教頭	教諭										
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	教諭計
3学級	1	1	1	1	1	1	1		1			7
6学級	1	2	1	2	2	2	1		1			11
9学級	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1		15
12学級	1	3	2	3	3	3	1	1	2	1		19
18学級	1	4	3	4	4	4	1	1	4	1	1	27
24学級	2	5	5	5	5	6	2	1	4	2	1	36
30学級	2	6	6	6	6	7	2	2	6	2	2	45

2 学校適正規模の考え方

学校規模による学校教育の影響などを総合的に勘案し、本市における学校適正規模の考え方を次のようにまとめました。

(1) 学校適正規模の区分

本市における学校適正規模の区分（通常学級数）を次のとおりとします。

なお、基本方針において、区分のあった準適正規模校については、学校運営面等の課題を考慮し、区分をなくし、小規模校の区分に含めることとします。

区分	小規模校（過小）	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	5学級以下	6～11学級	12～24学級	25学級以上
中学校	3学級以下	4～11学級	12～24学級	25学級以上
義務教育学校			18～36学級	

（参考）国の基準

◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から（中略）第68条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

（1）学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

（2）（略）

25学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

(2) 学校適正規模の目安

① 小学校

区分		通常学級数	状況
小規模校	過小	5 以下	複式学級や欠学年を有する。 クラス替えができない。
		6	クラス替えができない。
		7 ~ 11	クラス替えができない学年がある。
適正規模校		12 ~ 24	クラス替えができる。
大規模校		25 以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。

② 中学校

区分		通常学級数	状況
小規模校	過小	3 以下	クラス替えができない。 専任の教科担任を配置できない教科がある。
		4 ~ 5	クラス替えができない学年がある。 専任の教科担任を配置できない教科がある。
		6 ~ 11	クラス替えは可能であるが、専任の教科担任を配置できない教科がある。
適正規模校		12 ~ 24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。
大規模校		25 以上	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。

③ 義務教育学校

区分		通常学級数	状況
適正規模校		18 ~ 36	学校教育法施行規則では、義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準としているが、本市においては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令における学校の統合の場合の適正な規模の条件である18学級から36学級までを義務教育学校の適正規模とした。

(3) 学校規模の状況

① 小学校

年度	区分	小規模校			適正規模校	大規模校
		過小	5学級以下	6学級		
通常学級数						
令和5年度	現状 259学級	船穂小(5)①	六合小(6) 本埜小(6) 平賀小(6) 小林北小(6) 大森小(6)	木下小(9) 小林小(10)	原山小(12) 高花小(12) いには野小(13) 滝野小(17) 木刈小(18) 内野小(20) 西の原小(20)	牧の原小(27) 小倉台小(32) 原小(34)
令和11年度	推計 285学級		平賀小(6) 六合小(6) 本埜小(6) 船穂小(6) 小林北小(6) 原山小(6)	大森小(9) 木下小(9) いには野小(10) 小林小(11) 高花小(11)	木刈小(12) 内野小(20) 滝野小(21)	西の原小(25) 小倉台小(30) 牧の原小(38) 原小(53)

② 中学校

年度	区分	小規模校			適正規模校	大規模校	
		過小	3学級以下	4~5学級			
通常学級数							
令和5年度	現状 92学級	本埜中(2)			小林中(6) 船穂中(6) 印西中(7) 原山中(9) 印旛中(9)	滝野中(12) 西の原中(19) 木刈中(22)	
令和11年度	推計 125学級	本埜中(3)			船穂中(6) 印西中(6) 小林中(6) 印旛中(8)	原山中(13) 滝野中(21) 木刈中(24)	西の原中(38)

《小中学校共通》

※()内の数値は通常学級数、○内の数字は複式学級数を示している。

※学校名は各年度で学級数が少ない順に整理し、同数の場合は児童生徒数が少ない順に記載している。

※令和11年度の学級数は学区外就学者数を加味していない。

※令和11年度の小学校の学級数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部

改正（令和3年4月1日施行）に基づき1学級35人とし、令和5年度の小中学校及び令和11年度の中学校

の学級数は、千葉県公立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。

1 学校適正配置の必要性

本市には、急激な宅地開発等が進む地域があり、児童生徒数の急増により、学校の大規模化が進行し、教室数不足が深刻な問題となっている一方、人口流入がない地域では、児童生徒の増加が見込まれず、学校の小規模化が進んでおり、学校規模の格差が拡大している状況です。

このような中、本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を実現するためには、学校規模の適正化を図ることが必要であり、学校の小規模化・大規模化によって生じる教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子ども達の未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。

そのためには、適正な学校規模に基づく学校の適正配置を進めていくことが必要と考えます。

2 学校適正配置の基本的な考え方

「印西市教育振興基本計画」に示されている学校教育を推進し、学校規模に係る様々な問題や課題を克服するとともに、これから新しい教育の流れに積極的に対応していくためには、学校規模の適正化を図ることは極めて重要なことです。

市全体として、適正な学校配置を実現するためには、個々の小中学校に対して、学校適正規模の区分をただ単純に適用し、機械的に再配置を行っていくだけでは難しいと考えます。

具体的には、小中学校という学校種による教育上の特性、児童生徒の心身の発達段階の違い、通学距離・通学手段・安全確保の問題、学校と地域社会との関わり、保護者や地域の理解など、多くの留意すべき事項が存在しており、児童生徒への影響等をできるだけ少なくするよう配慮しながら検討を行う必要があります。

さらに、単に現在の学校規模だけではなく、児童生徒数の将来予測等を踏まえ、将来に向けて学校の良好な教育環境を維持していくという中長期的な視点に立って、学校の適正規模を安定的に確保していくことが必要です。

そのためには、印西市全体の小中学校の配置について見直しを行い、中長期的な展望のもと、バランスのよい再配置構想を策定し、学校適正配置を推進していくことが重要です。

なお、学校適正配置の推進にあたっては、特色ある学校・教育づくりの推進、義務教育学校、小規模特認校制度、通学区域制度の弾力的な運用などの学校教育に関する様々な取り組みの検討を行うなど、総合的な検討を行っていく必要があると考えます。

3 学校適正配置の視点

学校適正配置は、以下の視点により進めることとします。

視点 1 教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

視点 2 学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消するため、小中学校共に 12 から 24 学級まで（義務教育学校においては、18 から 36 学級まで）を学校適正規模の基準として、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

視点 3 通学距離と通学時間の配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね 4km 以内、中学校でおおむね 6km 以内を原則とします。

また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね 1 時間以内を原則とします。

(参考) 国の基準

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。

視点 4 地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。

4 学校適正配置の取り組み方について

(1) 学校適正配置の実施方策

本市における学校適正配置の主な手法としては、「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校の統合」が考えられます。

1 つ目の「通学区域の見直し」については、適正化を検討する範囲にある学校の通学区域と、隣接する学校の通学区域の一部を変更することで、学校規模の適正化を図ります。

なお、通学区域の見直しを行う場合は、地域の歴史や学校との社会的な繋がりなどの地域特性に留意することとします。

2つ目の「学校選択制の導入」については、自由選択制（当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの）、ブロック選択制（当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの）、隣接区域選択制（従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの）、特認校制（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）、特定地域選択制（従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの）がありますが、本市では、「ブロック選択制」、「特認校制」及び「特定地域選択制」の導入が考えられます。

3つ目の「学校の統合」については、多様な形態が考えられますが、本市では、「小学校同士・中学校同士の統合」、「小学校と中学校を統合し、施設一体型の義務教育学校を新設（前期・後期課程を同じ敷地に一体的に設置）」、「小学校と中学校を統合し、施設分離型の義務教育学校を新設（前期・後期課程を隣接していない異なる敷地に分割して設置）」が考えられます。

また、小規模校及び大規模校を解消し学校規模の適正化を図るためには、それぞれに適した対応が必要であることから、本市の学校適正配置については、次の方策により実施することとしますが、適正配置等の状況によっては、異なるケースも考えられることから、実施方策を進める中で、より適正と判断した場合は、この原則に縛られるものではありません。

① 小規模校の対応

小規模校については、各中学校区ごとに学校適正配置の実施方策（「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校の統合」）を検討します。

なお、各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模に満たない学校については、隣接する中学校区との学校の統合を検討します。

② 大規模校の対応

大規模校については、各中学校区ごとに学校適正配置の実施方策（「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」）を検討します。

ただし、検討するにあたっては様々な課題検討や実施までに相当の期間が必要となることから、学校施設の増改築についても、合わせて検討することとし、学校施設の増改築で対応する場合には、特別教室の設置、運動する場や遊びのスペースの確保、人的配置の充実などについて、考慮する必要があると考えます。

なお、「学校の分離・新設」については、現実的な問題として、大規模校の学校区内に学校用地を確保することは困難であると考えますが、状況に応じて、検討することとします。

(2) 各中学校区における実施方策の考察

教室保有数（総数、普通教室数、小スペース教室（普通教室の面積基準は満たさないが、特別支援学級の教室として使用できる教室）数）、児童生徒数の推移、学級数の推移、学校規模の推移、通学区域、スクールバスの運行状況、学区外就学の状況を踏まえ、各中学校区ごとに「通学区域の見直し」、「学校選択制の導入」、「学校の統合」の手法について、それぞれ検討を行いました。

※数値については、印西市学校適正配置審議会での検討時の令和4年5月1日現在における令和10年度の児童生徒数等推計を基に記載。

① 印西中学校区

項目	木下小学校	大森小学校	印西中学校
①所在地	印西市木下1502	印西市大森3350	印西市大森2244
②開校年	明治6年	明治26年	昭和33年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数17教室 ・普通教室：17教室 ・小スペース教室：0教室	総数18教室 ・普通教室：15教室 ・小スペース教室：3教室	総数20教室 ・普通教室：18教室 ・小スペース教室：2教室
④児童生徒数の 推移	R4：231名→R10：199名 ※32名の減	R4：173名→R10：195名 ※22名の増	R4：257名→R10：167名 ※90名の減
⑤通常学級数の 推移	R4：8学級→R10：8学級 ※増減なし	R4：6学級→R10：7学級 ※1学級の増	R4：8学級→R10：6学級 ※2学級の減
⑥特別支援学級数 の推移	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模 →R10：小規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R4.5.1時点 の在校生	・東西：約3.7km ・南北：約4.2km ・遠距離通学者 直線約2.0km 道路約2.6km	・東西：約4.3km ・南北：約4.7km ・遠距離通学者 直線約2.4km 道路約2.6km	・東西：約9.2km ・南北：約4.8km ・遠距離通学者 直線約4.8km 道路約5.6km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R4：18名 /学区の児童数249名 (割合：約7.2%) R3：21名、R2：23名 主な就学先：牧の原小	R4：27名 /学区の児童数194名 (割合：約13.9%) R3：14名、R2：6名 主な就学先：木下小、原山小	R4：16名 /学区の生徒数284名 (割合：約5.6%) R3：13名、R2：10名 主な就学先：原山中、西の原中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R4.5.1現在	8名 主な指定校：大森小	9名 主な指定校：木戻小	4名 主な指定校：小林中
⑫隣接する中学校 区	船穂中学校区、木戻中学校区、小林中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、本埜中学校区、滝野中学校区		

【印西中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、学校規模が小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校がないため、小規模特認校制度(従来の通学区域は残したままで、特定の小規模の学校において、通学区域に関係なく、印西市内のどこからでも就学を認める制度)の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するのは難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	木下小 +大森小	適正規模	木下小：× 大森小：○	・学校規模が適正規模になる。 ・両校のR10の児童数にあまり差がないため、どちらの学校を存続校にするか検討する必要がある。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	木下小 +大森小 +印西中	・前期課程 →適正規模 ・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模	木下小：× 大森小：× 印西中：×	・前期課程が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	木下小 +大森小 +印西中			・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	370	13	368	13	371	13	398	14	394	14
新 義務教育学校（後期課程）	223	7	220	6	203	6	176	6	167	6
新 義務教育学校（全体）	593	20	588	19	574	19	574	20	561	20

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程4学級・後期課程2学級

② 船穂中学校区

項目	船穂小学校	高花小学校	船穂中学校
①所在地	印西市船尾1292	印西市高花2-4	印西市高花1-3
②開校年	明治6年	平成3年	昭和22年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数8教室 ・普通教室：8教室 ・小スペース教室：0教室	総数27教室 ・普通教室：26教室 ・小スペース教室：1教室	総数11教室 ・普通教室：10教室 ・小スペース教室：1教室
④児童生徒数の推移	R4：33名→R10：77名 ※44名の増	R4：282名→R10：260名 ※22名の減	R4：189名→R10：138名 ※51名の減
⑤通常学級数の推移	R4：5学級→R10：6学級 ※1学級の増	R4：11学級→R10：11学級 ※増減なし	R4：6学級→R10：6学級 ※増減なし
⑥特別支援学級数の推移	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：3学級→R10：3学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R4：小規模（過小） →R10：小規模	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模 →R10：小規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者は、R4.5.1時点の在校生	・東西：約5.2km ・南北：約3.5km ・遠距離通学者 直線約1.8km 道路約2.2km	・東西：約1.4km ・南北：約2.5km ・遠距離通学者 直線約1.5km 道路約1.6km	・東西：約5.2km ・南北：約5.2km ・遠距離通学者 直線約2.5km 道路約3.1km
⑨スクールバスの運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の状況（出） ※各年5月1日現在 ※学区の児童生徒数は4月1日現在	R4：22名 /学区の児童数53名 (割合：約41.5%) R3：22名、R2：20名 主な就学先：高花小	R4：8名 /学区の児童数271名 (割合：約3.0%) R3：9名、R2：13名 主な就学先：原山小、西の原小	R4：8名 /学区の生徒数207名 (割合：約3.9%) R3：7名、R2：9名 主な就学先：原山中
⑪学区外就学の状況（入） ※R4.5.1現在	5名 主な指定校：牧の原小	21名 主な指定校：船穂小	11名 主な指定校：西の原中
⑫隣接する中学校区	印西中学校区、木戸中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、印旛中学校区		

【船穂中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、小規模校がより小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)	船穂小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から船穂小学校における小規模特認校制度を実施。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するのは難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	船穂小 +高花小	適正規模	船穂小：× 高花小：○	・学校規模が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。 ・令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	船穂小 +高花小 +船穂中	・前期課程 →適正規模 ・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模	船穂小：× 高花小：○ 船穂中：×	・前期課程が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。 ・既存学校施設を活用する場合には、プールの水深や家具の寸法の違いなど施設上の課題を把握する必要がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	船穂小 +高花小 +船穂中			・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	305	12	311	12	332	12	326	12	337	12
新 義務教育学校（後期課程）	178	6	160	6	148	6	149	6	138	6
新 義務教育学校（全体）	483	18	471	18	480	18	475	18	475	18

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程3学級・後期課程2学級

③ 木刈中学校区

項目	木刈小学校	小倉台小学校	木刈中学校
①所在地	印西市木刈2-6	印西市小倉台2-3	印西市木刈2-1
②開校年	昭和59年	平成3年	昭和59年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数26教室 ・普通教室：26教室 ・小スペース教室：0教室	総数45教室 ・普通教室：44教室 ・小スペース教室：1教室	総数32教室 ・普通教室：32教室 ・小スペース教室：0教室
④児童生徒数の 推移	R4：542名→R10：318名 ※224名の減	R4：1,156名→R10：1,010名 ※146名の減	R4：791名→R10：858名 ※67名の増
⑤通常学級数の 推移	R4：18学級→R10：13学級 ※5学級の減	R4：32学級→R10：32学級 ※増減なし	R4：21学級→R10：24学級 ※3学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：6学級→R10：6学級 ※増減なし	R4：3学級→R10：3学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R4：適正規模 →R10：適正規模	R4：大規模 →R10：大規模	R4：適正規模 →R10：適正規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R4.5.1時点 の在校生	・東西：約4.0km ・南北：約3.5km ・遠距離通学者 直線約2.2km 道路約6.6km ※スクールバス利用者の ため、道路はバスルート を基に算定	・東西：約1.1km ・南北：約2.1km ・遠距離通学者 直線約1.3km 道路約1.9km	・東西：約4.0km ・南北：約5.0km ・遠距離通学者 直線約2.4km 道路約3.7km
⑨スクールバスの 運行	あり	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R4：8名 /学区の児童数555名 (割合：約1.4%) R3：6名、R2：6名 主な就学先：大森小	R4：75名 /学区の児童数1,246名 (割合：約6.0%) R3：63名、R2：55名 主な就学先：内野小	R4：12名 /学区の生徒数890名 (割合：約1.3%) R3：12名、R2：18名 主な就学先：原山中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R4.5.1現在	3名 主な指定校：小倉台小	0名	3名 主な指定校：原山中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、船穂中学校区、原山中学校区		

【木戸中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、小倉台小学校の大規模校を解消することは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・小倉台小学校が大規模校であるため、ブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校がないため、小規模特認校制度の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)	小倉台小学校区から木戸小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			・小倉台小学校の児童数が数十人程度減少することが見込まれる。
⑤学校の統合 (小学校同士)	木戸小 +小倉台小	大規模	木戸小：× 小倉台小：×	・学校規模が大規模になってしまう。 ・学校の統合に対応できる学校施設の増築場所を各学校用地内で確保する事が難しいため、学校の統合はできない。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	木戸小 +小倉台小 +木戸中	・前期課程 →大規模 ・後期課程 →大規模 ・全体	木戸小：× 小倉台小：× 木戸中：×	
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	木戸小 +小倉台小 +木戸中	→適正規模 を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新義務教育学校（前期課程）	1,688	51	1,620	49	1,549	47	1,436	44	1,328	42
新義務教育学校（後期課程）	894	25	894	25	875	25	874	25	858	24
新義務教育学校（全体）	2,582	76	2,514	74	2,424	72	2,310	69	2,186	66

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程6学級・後期課程3学級

④ 小林中学校区

項目	小林小学校	小林北小学校	小林中学校
①所在地	印西市小林2448-2	印西市小林北5-1-5	印西市小林大門下1-4-1
②開校年	明治7年	平成3年	平成2年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数18教室 ・普通教室：16教室 ・小スペース教室：2教室	総数17教室 ・普通教室：16教室 ・小スペース教室：1教室	総数15教室 ・普通教室：15教室 ・小スペース教室：0教室
④児童生徒数の 推移	R4：254名→R10：245名 ※9名の減	R4：156名→R10：79名 ※77名の減	R4：175名→R10：208名 ※33名の増
⑤通常学級数の 推移	R4：9学級→R10：10学級 ※1学級の増	R4：6学級→R10：6学級 ※増減なし	R4：6学級→R10：6学級 ※増減なし
⑥特別支援学級数 の推移	R4：3学級→R10：3学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：3学級 ※1学級の増
⑦学校規模の推移	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模 →R10：小規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R4.5.1時点 の在校生	・東西：約2.3km ・南北：約2.3km ・遠距離通学者 直線約1.3km 道路約2.3km	・東西：約1.5km ・南北：約2.0km ・遠距離通学者 直線約0.8km 道路約1.6km	・東西：約3.1km ・南北：約2.3km ・遠距離通学者 直線約3.0km 道路約3.3km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R4：3名 /学区の児童数256名 (割合：約1.2%) R3：3名、R2：5名 主な就学先：小林北小	R4：1名 /学区の児童数154名 (割合：約0.6%) R3：0名、R2：2名 主な就学先：小林小	R4：10名 /学区の生徒数189名 (割合：約5.3%) R3：10名、R2：7名 主な就学先：滝野中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R4.5.1現在	6名 主な指定校：本塙小	4名 主な指定校：小林小	9名 主な指定校：本塙中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、本塙中学校区		

【小林中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、学校規模が小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)	小林北小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するのは難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	小林小 +小林北小	適正規模	小林小：○ 小林北小：○	・学校規模が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	小林小 +小林北小 +小林中	・前期課程 →適正規模 ・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模	小林小：× 小林北小：× 小林中：×	・前期課程が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	小林小 +小林北小 +小林中			・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数
×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新義務教育学校（前期課程）	398	13	396	13	372	13	345	12	324	12
新義務教育学校（後期課程）	177	6	179	6	189	6	205	7	208	6
新義務教育学校（全体）	575	19	575	19	561	19	550	19	532	18

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程3学級・後期課程3学級

⑤ 原山中学校区

項目	内野小学校	原山小学校	原山中学校
①所在地	印西市内野1－1	印西市原山3－4	印西市原山1－2
②開校年	昭和59年	平成元年	平成2年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数27教室 ・普通教室：23教室 ・小スペース教室：4教室	総数26教室 ・普通教室：25教室 ・小スペース教室：1教室	総数21教室 ・普通教室：21教室 ・小スペース教室：0教室
④児童生徒数の 推移	R4：583名→R10：635名 ※52名の増	R4：250名→R10：155名 ※95名の減	R4：279名→R10：440名 ※161名の増
⑤通常学級数の 推移	R4：19学級→R10：21学級 ※2学級の増	R4：11学級→R10：7学級 ※4学級の減	R4：8学級→R10：14学級 ※6学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R4：6学級→R10：6学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：3学級→R10：3学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R4：適正規模 →R10：適正規模	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模 →R10：適正規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R4.5.1時点 の在校生	・東西：約1.5km ・南北：約1.8km ・遠距離通学者 直線約1.2km 道路約1.5km	・東西：約1.4km ・南北：約2.1km ・遠距離通学者 直線約1.3km 道路約1.6km	・東西：約1.8km ・南北：約3.3km ・遠距離通学者 直線約1.5km 道路約2.1km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R4：3名 /学区の児童数517名 (割合：約0.6%) R3：1名、R2：2名 主な就学先：原山小	R4：0名 /学区の児童数227名 R3：2名、R2：3名 主な就学先：内野小	R4：6名 /学区の生徒数302名 (割合：約2.0%) R3：4名、R2：7名 主な就学先：船穂中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R4.5.1現在	75名 主な指定校：小倉台小	24名 主な指定校：大森小	21名 主な指定校：木刈中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、船穂中学校区、木刈中学校区		

【原山中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、原山小学校を適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・内野小学校の教室数が不足するおそれがあるため、ブロック選択制を導入するのは難しい。
③学校選択制の導入 (特認校制)	原山小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)	内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			・令和5年度から内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用を実施。
⑤学校の統合 (小学校同士)	内野小 +原山小	大規模	内野小：× 原山小：×	・学校規模が大規模になってしまったため、この組み合わせによる学校の統合は難しい。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	内野小 +原山小 +原山中	・前期課程 →大規模 ・後期課程 →適正規模 ・全体 →適正規模	内野小：× 原山小：× 原山中：×	・前期課程が大規模になってしまう。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	内野小 +原山小 +原山中	を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	874	27	887	28	870	28	812	27	790	26
新 義務教育学校（後期課程）	354	12	365	11	374	11	430	13	440	14
新 義務教育学校（全体）	1,228	39	1,252	39	1,244	39	1,242	40	1,230	40

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程7学級・後期課程3学級

⑥ 西の原中学校区

項目	西の原小学校	原小学校	西の原中学校 ※牧の原小学校の一部の 区域を含む。
①所在地	印西市西の原2-7	印西市原3-5	印西市西の原1-3
②開校年	平成6年	平成8年	平成6年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数27教室 ・普通教室：24教室 ・小スペース教室：3教室	総数46教室 ・普通教室：42教室 ・小スペース教室：4教室	総数28教室 ・普通教室：24教室 ・小スペース教室：4教室
④児童生徒数の 推移	R4：627名→R10：822名 ※195名の増	R4：1,117名→R10：1,813名 ※696名の増	R4：628名→R10：1,219名 ※591名の増
⑤通常学級数の 推移	R4：19学級→R10：26学級 ※7学級の増	R4：32学級→R10：55学級 ※23学級の増	R4：18学級→R10：34学級 ※16学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R4：6学級→R10：8学級 ※2学級の増	R4：5学級→R10：7学級 ※2学級の増	R4：2学級→R10：4学級 ※2学級の増
⑦学校規模の推移	R4：適正規模 →R10：大規模	R4：大規模 →R10：大規模	R4：適正規模 →R10：大規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R4.5.1時点 の在校生	・東西：約2.1km ・南北：約3.7m ・遠距離通学者 直線約1.2km 道路約1.4km	・東西：約3.0km ・南北：約3.5km ・遠距離通学者 直線約1.6km 道路約2.3km	・東西：約3.9km ・南北：約5.3km ・遠距離通学者 直線約1.8km 道路約2.3km
⑨スクールバスの 運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R4：35名 /学区の児童数662名 (割合：約5.3%) R3：58名、R2：57名 主な就学先：原小	R4：5名 /学区の児童数1,105名 (割合：約0.5%) R3：7名、R2：4名 主な就学先：西の原小、高花 小	R4：40名 /学区の生徒数725名 (割合：約5.5%) R3：26名、R2：18名 主な就学先：滝野中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R4.5.1現在	6名 主な指定校：高花小、原小	33名 主な指定校：西の原小	23名 主な指定校：滝野中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、船穂中学校区、印旛中学校区、本塙中学校区、滝野中学校区		

【西の原中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・西の原中学校区内の小学校は、全て大規模校になるため、ブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校がないため、小規模特認校制度の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・西の原中学校区内の小学校は、全て大規模校になるため、西の原中学校区内での特定地域選択制の導入はできないが、令和5年度から西の原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用を実施。また、原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用についても、検討が必要である。
⑤学校の統合 (小学校同士)	西の原小 +原小	大規模	西の原小: × 原小: ×	
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	西の原小 +原小 +西の原中	・前期課程 →大規模 ・後期課程 →大規模	西の原小: × 原小: × 西の原中: ×	・学校規模が大規模になってしまう。 ・学校の統合に対応できる学校施設の増築場所を各学校用地内で確保する事が難しいため、学校の統合はできない。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	西の原小 +原小 +西の原中	・全体 →適正規模 を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数
 ×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新義務教育学校（前期課程）	2,126	63	2,303	69	2,480	74	2,581	76	2,635	78
新義務教育学校（後期課程）	891	25	964	28	1,009	29	1,128	31	1,219	34
新義務教育学校（全体）	3,017	88	3,267	97	3,489	103	3,709	107	3,854	112

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程15学級・後期課程4学級

⑦ 印旛中学校区

項目	六合小学校	平賀小学校	いには野小学校	印旛中学校
①所在地	印西市瀬戸 1 5 8 0	印西市平賀 1 1 6 1 – 2	印西市若萩 3 – 9	印西市舞姫 2 – 1 – 1
②開校年	明治 6 年	平成 2 年	平成 12 年	昭和 50 年
③教室保有数 ※R5. 4. 1 時点	総数 16 教室 ・普通教室：16 教室 ・小スペース教室：0 教室	総数 13 教室 ・普通教室：13 教室 ・小スペース教室：0 教室	総数 20 教室 ・普通教室：19 教室 ・小スペース教室：1 教室	総数 19 教室 ・普通教室：18 教室 ・小スペース教室：1 教室
④児童生徒数の推移	R4 : 70 名 →R10 : 58 名 ※12 名の減	R4 : 88 名 →R10 : 57 名 ※31 名の減	R4 : 436 名 →R10 : 263 名 ※173 名の減	R4 : 337 名 →R10 : 253 名 ※84 名の減
⑤通常学級数の推移	R4 : 6 学級 →R10 : 6 学級 ※増減なし	R4 : 6 学級 →R10 : 6 学級 ※増減なし	R4 : 13 学級 →R10 : 11 学級 ※2 学級の減	R4 : 10 学級 →R10 : 9 学級 ※1 学級の減
⑥特別支援学級数の推移	R4 : 2 学級 →R10 : 2 学級 ※増減なし	R4 : 2 学級 →R10 : 2 学級 ※増減なし	R4 : 4 学級 →R10 : 2 学級 ※2 学級の減	R4 : 3 学級 →R10 : 3 学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R4 : 小規模 →R10 : 小規模	R4 : 小規模 →R10 : 小規模	R4 : 適正規模 →R10 : 小規模	R4 : 小規模 →R10 : 小規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者は、R4. 5. 1 時点の在校生	・東西：約 4.6km ・南北：約 6.1km ・遠距離通学者 直線約 4.0km 道路約 4.4km ※スクールバス利用者そのため、道路はバスルートを基に算定	・東西：約 2.9km ・南北：約 3.9km ・遠距離通学者 直線約 1.3km 道路約 1.5km	・東西：約 6.7km ・南北：約 5.5km ・遠距離通学者 直線約 3.7km 道路約 7.5km ※スクールバス利用者そのため、道路はバスルートを基に算定	・東西：約 11.4km ・南北：約 8.0km ・遠距離通学者 直線約 5.2km 道路約 8.2km
⑨スクールバスの運行	あり	なし	あり	なし
⑩学区外就学の状況（出） ※各年 5 月 1 日現在 ※学区の児童生徒数は 4 月 1 日現在	R4 : 18 名 /学区の児童数 88 名 (割合：約 20.5%) R3 : 16 名、R2 : 14 名 主な就学先：いには野小	R4 : 1 名 /学区の児童数 86 名 (割合：約 1.2%) R3 : 0 名、R2 : 0 名 主な就学先：いには野小	R4 : 1 名 /学区の生徒数 414 名 (割合：約 0.2%) R3 : 1 名、R2 : 1 名 主な就学先：六合小	R4 : 0 名 /学区の生徒数 346 名 R3 : 2 名、R2 : 1 名 主な就学先：滝野中
⑪学区外就学の状況（入） ※R4. 5. 1 現在	1 名 主な指定校：いには野小	1 名 主な指定校：六合小	27 名 主な指定校：六合小	15 名 主な指定校：本埜中
⑫隣接する中学校区	船穂中学校区、西の原中学校区、本埜中学校区			

【印旛中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、適正規模化するのは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・特定の学校に希望が集中することにより、小規模校がより小規模化するおそれがある。
③学校選択制の導入 (特認校制)	六合小学校、平賀小学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・特定地域選択制を導入しても、適正規模化するのは難しい。
⑤学校の統合 (小学校同士)	六合小 +平賀小 +いには野小	適正規模	六合小: × 平賀小: × いには野小: ○	・学校規模が適正規模になる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	六合小 +平賀小 +いには野小 +印旛中	・前期課程 →適正規模	六合小: × 平賀小: × いには野小: × 印旛中: ×	・前期課程が適正規模になる。 ・学校施設の増改築等の対応が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	六合小 +平賀小 +いには野小 +印旛中	・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模		・前期課程が適正規模になる。 ・施設受入面等を考慮した学年段階の区切りの設定や合同授業・交流活動の効率化などについて検討が必要となる。 ・通学距離が4kmを超える児童が発生する可能性がある。

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	508	17	471	16	451	15	420	14	378	13
新 義務教育学校（後期課程）	319	10	309	9	289	9	266	9	253	9
新 義務教育学校（全体）	827	27	780	25	740	24	686	23	631	22

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程4学級・後期課程3学級

⑧ 本埜中学校区

項目	本埜小学校	本埜中学校
①所在地	印西市中根1281-2	印西市笠神250
②開校年	平成31年	昭和22年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数7教室 ・普通教室：7教室 ・小スペース教室：0教室	総数8教室 ・普通教室：7教室 ・小スペース教室：1教室
④児童生徒数の 推移	R4：84名→R10：85名 ※1名の増	R4：18名→R10：35名 ※17名の増
⑤通常学級数の 推移	R4：6学級→R10：6学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：3学級 ※1学級の増
⑥特別支援学級数 の推移	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし	R4：2学級→R10：2学級 ※増減なし
⑦学校規模の推移	R4：小規模 →R10：小規模	R4：小規模（過小） →R10：小規模（過小）
⑧通学区域 ※遠距離通学者 は、R4.5.1時点 の在校生	・東西：約8.0km ・南北：約6.6km ・遠距離通学者 直線約4.0km 道路約9.8km ※スクールバス利用者の ため、道路はバスルート を基に算定	・東西：約8.0km ・南北：約6.6km ・遠距離通学者 直線約3.3km 道路約4.4km
⑨スクールバスの 運行	あり	なし
⑩学区外就学の 状況（出） ※各年5月1日 現在 ※学区の児童生徒 数は4月1日 現在	R4：34名 /学区の児童数122名 (割合：約27.9%) R3：34名、R2：36名 主な就学先：滝野小	R4：42名 /学区の生徒数60名 (割合：約70.0%) R3：35名、R2：22名 主な就学先：滝野中
⑪学区外就学の 状況（入） ※R4.5.1現在	1名 主な指定校：原小	4名 主な指定校：小林中、西の原中
⑫隣接する中学校 区	印西中学校区、小林中学校区、西の原中学校区、印旛中学校区、 滝野中学校区	

【本埜中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内での通学区域の見直しはできない。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内でのブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)	本埜小学校及び本埜中学校における小規模特認校制度の導入			・令和5年度から本埜中学校における小規模特認校制度を実施。 ・本埜小学校における小規模特認校制度の導入については、令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内での特定地域選択制の導入はできない。
⑤学校の統合 (小学校同士)				・本埜中学校区には、小学校が1校しかないため、本埜中学校区内での小学校同士の統合はできない。
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	本埜小+本埜中	・前期課程 →小規模 ・後期課程 →小規模 (過小) ・全体 →適正規模に満たない	本埜小：× 本埜中：×	・本埜小学校と本埜中学校を統合し、義務教育学校を新設しても、前期課程、後期課程とも適正規模化できないため、義務教育学校を新設するのは難しい。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	本埜小+本埜中			

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	87	6	86	6	88	6	92	6	85	6
新 義務教育学校（後期課程）	25	2	42	3	42	3	40	3	35	3
新 義務教育学校（全体）	112	8	128	9	130	9	132	9	120	9

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程2学級・後期課程2学級

⑨ 滝野中学校区

項目	滝野小学校	牧の原小学校	滝野中学校
①所在地	印西市滝野5－1	印西市牧の原3－1－1	印西市滝野5－2
②開校年	平成9年	平成27年	平成9年
③教室保有数 ※R5.4.1時点	総数21教室 ・普通教室：21教室 ・小スペース教室：0教室	総数33教室 ・普通教室：29教室 ・小スペース教室：4教室	総数25教室 ・普通教室：23教室 ・小スペース教室：2教室
④児童生徒数の推移	R4：456名→R10：680名 ※224名の増	R4：761名→R10：1,358名 ※597名の増	R4：361名→R10：640名 ※279名の増
⑤通常学級数の推移	R4：15学級→R10：22学級 ※7学級の増	R4：24学級→R10：41学級 ※17学級の増	R4：11学級→R10：19学級 ※8学級の増
⑥特別支援学級数の推移	R4：4学級→R10：5学級 ※1学級の増	R4：5学級→R10：8学級 ※3学級の増	R4：2学級→R10：3学級 ※1学級の増
⑦学校規模の推移	R4：適正規模 →R10：適正規模	R4：適正規模 →R10：大規模	R4：小規模 →R10：適正規模
⑧通学区域 ※遠距離通学者は、R4.5.1時点の在校生	・東西：約1.1km ・南北：約1.4km ・遠距離通学者 直線約0.6km 道路約1.0km	・東西：約3.0km ・南北：約1.8km ・遠距離通学者 直線約1.8km 道路約2.6km	・東西：約3.9km ・南北：約2.2km ・遠距離通学者 直線約1.3km 道路約1.5km
⑨スクールバスの運行	なし	なし	なし
⑩学区外就学の状況（出） ※各年5月1日現在 ※学区の児童生徒数は4月1日現在	R4：6名 /学区の児童数448名 (割合：約1.3%) R3：5名、R2：8名 主な就学先：牧の原小	R4：3名 /学区の児童数736名 (割合：約0.4%) R3：7名、R2：10名 主な就学先：西の原小	R4：14名 /学区の生徒数355名 (割合：約3.9%) R3：10名、R2：11名 主な就学先：西の原中
⑪学区外就学の状況（入） ※R4.5.1現在	20名 主な指定校：本埜小	28名 主な指定校：木下小	58名 主な指定校：西の原中、本埜中
⑫隣接する中学校区	印西中学校区、西の原中学校区、本埜中学校区		

【滝野中学校区における実施方策の考察】

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
①通学区域の見直し				・通学区域の見直しを行っても、牧の原小学校の大規模校を解消することは難しい。
②学校選択制の導入 (ブロック選択制)				・牧の原小学校が大規模校であるため、ブロック選択制の導入はできない。
③学校選択制の導入 (特認校制)				・小規模校がないため、小規模特認校制度の導入はできない。
④学校選択制の導入 (特定地域選択制)	牧の原小学校区から滝野小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			・牧の原小学校の児童数が数十人程度減少することが見込まれるが、滝野小学校の教室数が不足するおそれがあるため、特定地域選択制の導入はできないが、牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用について、検討が必要である。
⑤学校の統合 (小学校同士)	滝野小 + 牧の原小	大規模	滝野小：× 牧の原小：×	
⑥学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	滝野小 + 牧の原小 + 滝野中	・前期課程 →大規模 ・後期課程 →適正規模	滝野小：× 牧の原小：× 滝野中：×	・前期課程の学校規模が大規模になってしまう。 ・学校の統合に対応できる学校施設の増築場所を各学校用地内で確保することが難しかったため、学校の統合はできない。
⑦学校の統合 (施設分離型の義務教育学校)	滝野小 + 牧の原小 + 滝野中	・全体 →適正規模 を超える		

※施設受入面：○…受入学校の教室総数≥学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

×…受入学校の教室総数<学校適正配置シミュレーション後のR10学級数+R10特別支援学級数

《参考》児童生徒数・学級数の推移（学校の統合後）

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
新 義務教育学校（前期課程）	1,680	51	1,869	56	1,966	59	2,047	61	2,038	61
新 義務教育学校（後期課程）	423	13	456	13	523	15	581	17	640	19
新 義務教育学校（全体）	2,103	64	2,325	69	2,489	74	2,628	78	2,678	80

※児童生徒数及び学級数は、通常学級で整理している。

※令和10年度の特別支援学級数：前期課程11学級・後期課程3学級

(3) 隣接する中学校区と学校の統合をした場合の学校規模

各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模に満たない小学校（原山小学校、本埜小学校）と中学校（印西中学校、船穂中学校、小林中学校、印旛中学校、本埜中学校）について、隣接する中学校区と学校の統合をした場合の学校規模は次のとおりです。

なお、大規模校については、更なる大規模化を防ぐため、統合の組み合わせから除くこととします。

		統合の組み合わせ	学級数		学校規模
			通常学級	特別支援学級	
印西中学校区 +船穂中学校区	中学校	印西中+船穂中	9	2	小規模
印西中学校区 +木刈中学校区	中学校	印西中+木刈中	29	5	大規模
印西中学校区 +小林中学校区	中学校	印西中+小林中	12	4	適正規模
印西中学校区 +原山中学校区	小学校	木下小+大森小+原山小	19	4	適正規模
	中学校	印西中+原山中	18	5	適正規模
印西中学校区 +本埜中学校区	小学校	木下小+大森小+本埜小	17	4	適正規模
	中学校	印西中+本埜中	7	2	小規模
印西中学校区 +滝野中学校区	中学校	印西中+滝野中	23	4	適正規模
船穂中学校区 +木刈中学校区	中学校	船穂中+木刈中	28	5	大規模
船穂中学校区 +原山中学校区	小学校	船穂小+高花小+原山小	18	5	適正規模
	中学校	船穂中+原山中	17	5	適正規模
船穂中学校区 +印旛中学校区	中学校	船穂中+印旛中	12	4	適正規模
木刈中学校区 +原山中学校区	小学校	木刈小+原山小	15	4	適正規模
小林中学校区 +本埜中学校区	小学校	小林小+小林北小+本埜小	15	5	適正規模
	中学校	小林中+本埜中	9	3	小規模
印旛中学校区 +本埜中学校区	小学校	六合小+平賀小+いには野小 +本埜小	17	5	適正規模
	中学校	印旛中+本埜中	9	4	小規模
本埜中学校区 +滝野中学校区	小学校	本埜小+滝野小	25	6	大規模
	中学校	本埜中+滝野中	19	3	適正規模

※学級数及び学校規模については、令和4年5月1日現在における令和10年度の児童生徒数等推計を基に記載。

5 印西市における学校適正配置シミュレーション

第二次基本方針の考え方に基づき、あらゆる面から検討した結果、本市における望ましい学校の配置を次のとおり提示します。

なお、学校規模及び施設受入面については、令和4年5月1日現在における令和10年度の児童生徒数等推計を基に記載しています。

(1) 印西中学校区・小林中学校区

小学校については、各中学校区ごとの実施方策により、学校規模の適正化を図ることが望ましいと考えます。

中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、印西中学校と小林中学校は適正規模に満たないため、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、印西中学校と小林中学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (小学校同士)	木下小+大森小	適正規模	木下小：× 大森小：○	小規模校同士の統合であるため、どちらの学校施設を利用するか検討する必要がある。
	小林小+小林北小	適正規模	小林小：○ 小林北小：○	
学校の統合 (中学校同士)	印西中+小林中	適正規模	印西中：○ 小林中：×	

(2) 船穂中学校区・原山中学校区

小学校については、船穂中学校区の小学校は、各中学校区ごとの実施方策により、学校規模の適正化を図れますが、原山小学校は各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模に満たないため、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、船穂小学校と高花小学校と原山小学校の統合が望ましいと考えます。

また、内野小学校については、今後、教室数が不足するおそれがあるため、児童数増加の緩和策として、内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、船穂中学校が適正規模に満たないため、小学校の統合を考慮し、船穂中学校と原山中学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (小学校同士)	船穂小+高花小+原山小	適正規模	船穂小：× 高花小：○ 原山小：○	<ul style="list-style-type: none">令和5年度から実施する船穂小学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。小規模校同士の統合であるため、どの学校施設を利用するか検討する必要がある。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (中学校同士)	船穂中＋原山中	適正規模	船穂中：× 原山中：×	統合する場合の存続校は、適正規模校である原山中とし、学校施設は原山中の校地・校舎を利用することとする。
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和5年度から実施
現状維持	内野小	適正規模		

(3) 木刈中学校区

大規模校である小倉台小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	小倉台小学校区から木刈小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和6年度から実施予定
現状維持	木刈小	適正規模		
	小倉台小	大規模		
	木刈中	適正規模		

(4) 西の原中学校区

大規模校である西の原小学校、原小学校及び西の原中学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童生徒数増加の緩和策として、西の原小学校区及び原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	西の原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和5年度から実施
	原小学校区から高花小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和6年度から実施予定

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
現状維持	西の原小	大規模		
	原小	大規模		令和5年度から校舎の増築工事を開始し、20教室程度を増築予定（令和7年4月に供用開始予定）
	西の原中	大規模		

(5) 印旛中学校区

小学校については、各中学校区ごとの実施方策により、学校規模の適正化を図ることができますが、中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、適正規模に満たないため、隣接する中学校区との学校の統合を検討しましたが、印旛中学校区の通学区域が広いため、施設一体型の義務教育学校とする学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (施設一体型の義務教育学校)	六合小+平賀小+いには野小+印旛中	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程 →適正規模 ・後期課程 →小規模 ・全体 →適正規模 	六合小 : × 平賀小 : × いには野小 : × 印旛中 : ×	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の増改築により、全ての児童生徒を受け入れることができる学校があるか検討する必要がある。 ・どの学校においても、全ての児童生徒を受け入れることができない場合には、施設分離型の義務教育学校の検討を行うこととする。

(6) 本塙中学校区・滝野中学校区

小学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、本塙小学校が適正規模に満たないため、通学距離、地域の歴史、学校との社会的な繋がりなどの地域特性を踏まえ、本塙小学校と滝野小学校の統合が望ましいと考えます。

なお、学校の統合により、令和10年度の学校規模が大規模校になりますが、滝野小学校の児童数は令和9年度をピークに減少傾向にあるため、将来的には適正規模校になると考えています。

また、大規模校である牧の原小学校については、必要に応じ、学校施設の増改築により必要な教室数を確保するとともに、児童数増加の緩和策として、牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入を実施します。

中学校については、各中学校区における実施方策を実施しても、本塙中学校が適正規模に満たないため、小学校の統合を考慮し、滝野中学校と本塙中学校の統合が望ましいと考えます。

実施方策	学校適正配置の組み合わせ	学校規模	施設受入面	特記事項
学校の統合 (小学校同士)	本埜小+滝野小	大規模	本埜小：× 滝野小：×	統合する場合の存続校は、適正規模校である滝野小とし、学校施設は滝野小の校地・校舎を利用することとする。
学校の統合 (中学校同士)	本埜中+滝野中	適正規模	本埜中：× 滝野中：○	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度から実施する本埜中学校における小規模特認校制度の効果の検証が必要である。 統合する場合の存続校は、適正規模校である滝野中とし、学校施設は滝野中の校地・校舎を利用することとする。
学校選択制の導入 (特定地域選択制)	牧の原小学校区から木下小学校区への通学区域制度の弾力的な運用の導入			令和6年度から実施予定
現状維持	牧の原小	大規模		令和5年度から校舎の増築工事を開始し、16教室を増築予定（令和6年4月に供用開始予定）

6 学校適正配置の優先度及び今後の進め方

学校数について、現在、小学校18校、中学校9校、合計27校ですが、学校適正配置の取り組みにより、今後、小学校10校、中学校5校、義務教育学校1校、合計16校にすることが望ましいと考えます。

学校の統合については、原則として、令和10年度における児童生徒数の少ない学校から順に段階的な推進を図ることとしますが、児童生徒数の推移等を総合的に判断した上で、必要に応じて、学校適正配置の優先度の見直しを行っていくこととします。

今後の進め方として、まず、第二次基本方針策定後、第二次基本方針の趣旨を市民に広く理解してもらうため、速やかに第二次基本方針の周知を行うこととします。

その後、令和6年度から一番優先度の高い学校における学校の統合から順に段階的に保護者・地域の合意形成に着手することとし、小学校で6学級、中学校で4学級及び5学級の学校の統合については、遅くとも5年後には保護者・地域の合意形成に着手し、それ以外の小規模校の学校の統合についても、遅くても10年後には保護者・地域の合意形成に着手していくたいと考えています。

なお、小規模特認校制度を実施する船穂小学校及び本埜中学校については、小規模特認校制度の効果の検証が必要であると考えていますが、養護教諭及び事務職員が配置されない2学級以下（特別支援学級を含む。）となる場合には、速やかに実施方策に着手していきたいと考えています。

また、大規模校の対応については、必要な対応を速やかに実施することとします。

■学校適正配置の優先度の目安

【小学校】

学校適正配置の組み合わせ	優先度	<参考>令和10年度における適正規模に満たない小学校の児童数が少ない順
六合小+平賀小+いには野小+印旛中 (義務教育学校)	高 	①平賀小→②六合小→③船穂小→④小林北 小→⑤本埜小→⑥原山小→⑦大森小→⑧木 下小→⑨小林小→⑩高花小
船穂小+高花小+原山小		
小林小+小林北小		
本埜小+滝野小		
木下小+大森小	低	

※船穂小学校については、令和5年度から小規模特認校制度を実施するため、優先度に関わらず、小規模特認校制度の効果の検証を踏まえ、優先度の見直しを行っていく必要がある。

【中学校】

学校適正配置の組み合わせ	優先度	<参考>令和10年度における適正規模に満たない中学校の生徒数が少ない順
滝野中+本埜中	高 ↓ 低	①本埜中→②船穂中→③印西中→④小林中 →⑤印旛中
船穂中+原山中		
印西中+小林中		

※本埜中学校については、令和5年度から小規模特認校制度を実施するため、優先度に関わらず、

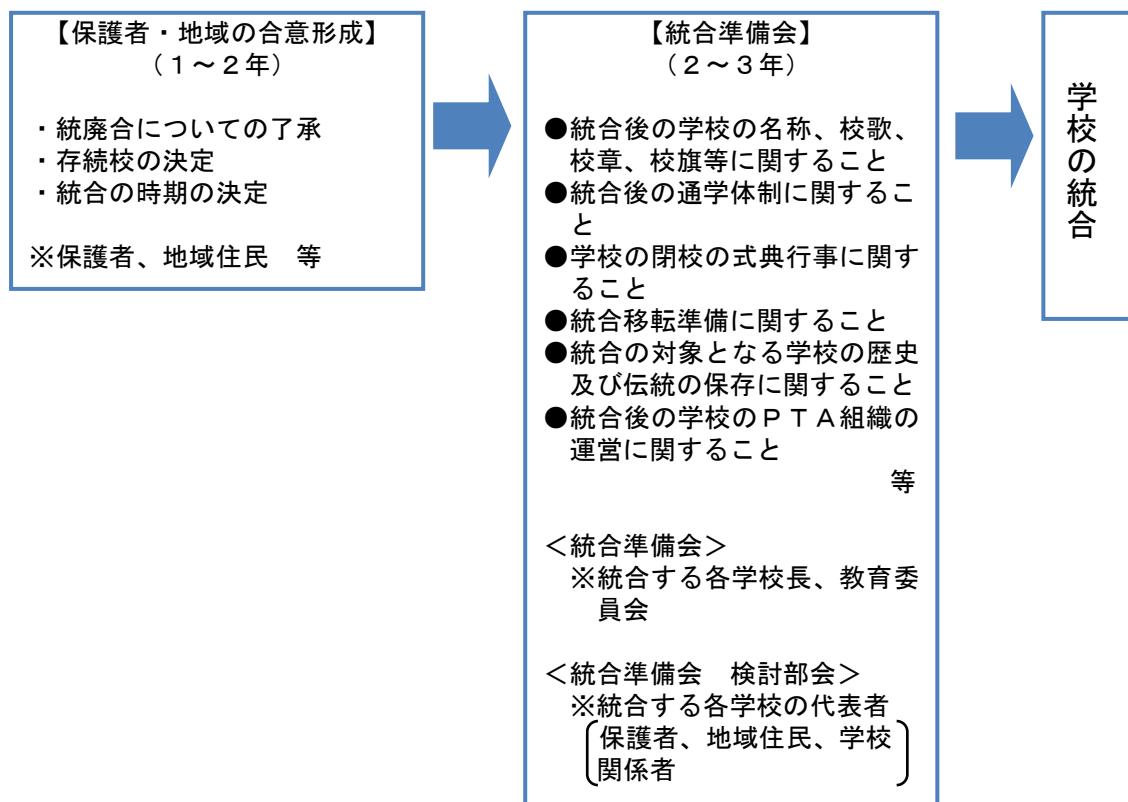
小規模特認校制度の効果の検証を踏まえ、優先度の見直しを行っていく必要がある。

※印旛中学校については、義務教育学校として検討を行うため、小学校の優先度により対応することとする。

7 学校の統合までの流れ

学校の統合までには、多くの手続きが必要となります。

下の図は、その流れ（イメージ）を表したもので、統合までに約5年程度の期間を要すると考えています。



8 学校適正配置を進めるにあたっての留意事項

(1) 児童生徒への配慮

学校適正配置により、児童生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の構築に取り組むこととなります。児童生徒が新しい学校生活にスムーズに移行できるよう教職員の配置はもとより、事前に学校間の交流活動等を計画的に行うなど、児童生徒の心身の負担軽減に向けた対応を講じてまいります。

【具体例】

- ・学校見学会の実施
- ・事前交流活動（合同授業、合同行事）
- ・学校問題対策指導員などの派遣
- ・統合に伴う教員配置への配慮
- ・意識調査等の実施

(2) 通学への配慮

学校適正配置により、通学路に変更が生じる場合は、通学路の安全確保に努めるとともに、学区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、必要に応じて通学支援策を検討します。

【具体例】

- ・通学路の安全マップの作成
- ・通学路の安全対策
- ・学区拡大に伴うスクールバス運行の検討

(3) 地域への配慮

学校には歴史や伝統があり、地域との結びつきも強いことから、学校適正配置を推進するうえでは、保護者や地域の方々と課題を共有し、理解と協力を得られるように努めます。

【具体例】

- ・保護者及び地域住民を対象とした説明会の実施
- ・ホームページ等での周知

(4) 統合後の学校施設

印西市公共施設等総合管理計画において、「施設の廃止により生じる跡地は原則として売却するなどし、公共施設等への充当可能財源の確保に努めます。ただし、施設の老朽化状況や地域のニーズ等を踏まえて必要性が認められる場合は、施設の活用等の検討も行います。」と定められていることから、統合により廃止となった学校施設等の必要性について、検討を行います。

【具体例】

- ・府内における跡地等活用、又は処分方法の検討
- ・地域住民を対象とした説明会等の実施

<資料編>

- 参考資料 1 印西市学校適正配置審議会設置条例
- 参考資料 2 印西市学校適正配置審議会委員名簿
- 参考資料 3 印西市学校適正配置審議会の審議経過

参考資料 1

印西市学校適正配置審議会設置条例

(設置)

第1条 印西市立小学校及び中学校（以下「公立学校」という。）の配置の適正化を図るため、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の適正な配置について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会教育部学務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料 2

印西市学校適正配置審議会 委員名簿

知識経験者 6名

任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

番号	氏 名	所 属 等	備 考
1	桜井 繁光	元社会教育委員	
2	内田 圭子	元中学校長	
3	押田 香代子	元小学校長	
4	井上 愛一郎	聖徳大学教授	
5	坂木 武伸	元小学校長	
6	渡邊 義規	印西中学校長	

参考資料3

印西市学校適正配置審議会の審議経過

区分	開催日	主な審議事項
令和3年度	第2回 令和3年 7月 26日	<ul style="list-style-type: none"> ○委員委嘱、会長及び副会長の選出 ○諮問 ○学校適正配置の進捗状況等について <ul style="list-style-type: none"> ・印西市学校適正規模・適正配置基本方針(改訂版)について ・市内小・中学校の現状について ・検討対象校の取り組み状況について
	第3回 令和3年 10月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正規模の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す学校規模適正化・適正配置等について ・「印西市学校施設長寿命化計画」について ・「教育環境改善に関する請願書」について
	第4回 令和3年 11月 17日	<ul style="list-style-type: none"> ○印西市立船穂小学校・印西市立本塙中学校における小規模特認校制度の導入について
	第5回 令和4年 1月 24日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正規模の考え方について
	第6回 令和4年 3月 22日	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な学校数のシミュレーションについて
令和4年度	第1回 令和4年 5月 20日	<ul style="list-style-type: none"> ○印西市学校適正規模・適正配置基本方針（平成28年10月）策定時と現在の諸条件の相違について ○教育環境改善に関する請願書の要望事項について <ul style="list-style-type: none"> ・要望事項2 「スクールバスを運用した柔軟な学区外就学を実施し、過大規模の解消（受入れ可能な小規模校への通学手段を整え、過大規模校の教育環境改善と適正規模化を図る）について ・要望事項3 「過小規模を解消し小規模校の存続」と「過大規模を解消し大規模校の適正規模化」について ○印西市学校適正配置等に関する市民アンケート調査の設問について
	第2回 令和4年 6月 21日	<ul style="list-style-type: none"> ○市内小・中学校の現状について ○学校適正配置の実施方策について
	第3回 令和4年 8月 31日	<ul style="list-style-type: none"> ○原小学校区における施設教室数不足の対応案について ○西の原小学校区における施設教室数不足の対応案について ○内野小学校区における施設教室数不足の対応案について ○学校適正配置のシミュレーション【印西中学校区・船穂中学校区】(案)について
	第4回 令和4年 10月 14日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正配置のシミュレーション【印西中学校区】(案)について ○学校適正配置のシミュレーション【船穂中学校区】(案)について
	第5回 令和4年 11月 11日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正配置のシミュレーション【木刈中学校区】(案)について ○学校適正配置のシミュレーション【小林中学校区】(案)について ○学校適正配置のシミュレーション【原山中学校区】(案)について ○学校適正配置のシミュレーション【西の原中学校区】(案)について ○学校適正配置のシミュレーション【印旛中学校区】(案)について
	第6回 令和4年 12月 22日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正配置のシミュレーション【本塙中学校区】(案)について ○学校適正配置のシミュレーション【滝野中学校区】(案)について ○義務教育学校の学校適正規模の考え方について ○印西市における学校適正配置のシミュレーション(案)について
	第7回 令和5年 1月 26日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校適正配置のあり方について ○「第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について 答申(素案)」について
	第8回 令和5年 3月 16日	<ul style="list-style-type: none"> ○第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について <ul style="list-style-type: none"> ・答申(案) ○答申